

岩倉市立小中学校児童生徒第3子以降学校給食費無償化事業要綱

岩倉市立小中学校児童生徒第3子以降学校給食費補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、少子化対策及び子育て支援を目的として、義務教育期間にある児童又は生徒（以下「児童等」という。）を3人以上養育している世帯の保護者に対し、第3子以降の児童等の学校給食費を無償化することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 岩倉市立小中学校児童生徒第3子以降学校給食費無償化制度（以下「無償化制度」という。）の対象となることができる者は、児童等を3人以上養育している世帯の保護者（以下「対象者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岩倉市に住所又は居所を有すること。
- (2) 学校給食費を滞納していないこと。
- (3) 児童等のうち第3子以降の者が岩倉市立学校設置条例（昭和46年岩倉市条例第51号）に規定する学校に在籍していること。

（対象経費）

第3条 無償化制度の対象経費（以下「対象経費」という。）は、対象者の第3子以降の児童等に係る学校給食費とする。

（無償化の方法）

第4条 無償化制度は、対象者の対象経費を不徴収とする方法により実施する。

（無償化の決定）

第5条 市長は、無償化制度の対象者を決定したときは、速やかに対象者に第3子以降学校給食費無償化通知書（様式第1）により、通知するものとする。

（実績報告書）

第6条 対象者の児童等が在籍する小中学校の校長は、給食実施の翌月の10日までに当該児童等に係る第3子以降学校給食費実績報告書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

(無償化の停止)

第7条 対象者が第2条の要件を欠くに至ったときは、無償化制度の実施を停止する。

2 前項の規定により無償化制度の実施を停止したときは、第3子以降学校給食費無償化停止通知書(様式第3)により、対象者であった者に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

年 月 日

様

岩倉市長

印

第 3 子以降学校給食費無償化通知書

このことについて、岩倉市立小中学校児童生徒第 3 子以降学校給食費無償化事業要綱に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童生徒名	
学校名・学年	岩倉市立 学校 第 学年
要件	次のいずれにも該当する人 (1)岩倉市に住所又は居所を有すること。 (2)学校給食費を滞納していないこと。 (3)義務教育期間にある児童生徒のうち第 3 子以降の者が岩倉市立の小中学校に在籍していること。

※上記の要件に該当しなくなったときは、無償化を停止します。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

印

第3子以降学校給食費無償化停止通知書

岩倉市立小中学校児童生徒第3子以降学校給食費無償化事業要綱第7条の規定に基づき、下記の児童生徒に係る給食費の無償化を停止しましたので通知します。

記

児童生徒名	
学校名・学年	岩倉市立 学校 第 学年
停止の理由	